

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第33号

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸染付工芸館条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸染付工芸館条例</u>（平成12年瀬戸市条例第13号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>瀬戸染付工芸館</u>（以下「<u>工芸館</u>」という。）の入館を禁止し、若しくは制限し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>工芸館</u>の建物、備品、資料等（以下「<u>施設等</u>」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</p> <p>(3) その他<u>工芸館</u>の管理上支障があると認める者</p>	<p><u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館条例</u>（平成12年瀬戸市条例第13号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、<u>瀬戸市マルチメディア伝承工芸館</u>（以下「<u>伝承工芸館</u>」という。）の入館を禁止し、若しくは制限し、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>伝承工芸館</u>の建物、備品、資料等（以下「<u>施設等</u>」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者</p> <p>(3) その他<u>伝承工芸館</u>の管理上支障があると認める者</p>

(入館者の遵守事項)	(入館者の遵守事項)
<p>第3条 <u>工芸館</u>に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>工芸館</u>の建物内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>第3条 <u>伝承工芸館</u>に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>伝承工芸館</u>の建物内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</p> <p>(2)から(6)まで &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。